

明細書発行体制等加算施設基準

- (1) 当院は電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
- (3) 以上の基準を満たす施設であるため、初診料・再診料に相応の点数・料金が加算されます。

2024年4月18日